

新卒者採用のチャンスー3年以内既卒者の雇用奨励金

Q

当社は、従業員 30 人余りの中小企業であり、人員数に余裕が無いことから、これまでの人員の採用は、即戦力となる中途採用を行ってきました。

しかし、経営環境がますます厳しくなる中で当社の発展を目指すため、人件費の負担が大きくなるものの、大学等の新卒の若い人材を採用し、将来的に当社の中核を支える人材としてじっくりと育成したいと考えています。最近、新卒者を採用するに当たって、奨励金の制度ができたと聞きましたが、どのような制度でしょうか。

A

2010 年 9 月 24 日より、「3 年以内既卒者トライアル雇用奨励金」「3 年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金」の制度が創設され、同日から全国のハローワーク等で

取り扱いが開始されました。

この制度は、新卒後 3 年以内で、正規雇用された経験のない若年層の人材を、トライアル雇用として 3 カ月雇用した場合、あるいは、正規雇用した場合に奨励金が支給されるものです。

この背景として、一つには、景気動向の先行きへの不透明感が高まり、新卒者に対して一旦出した就職内定を突然取り消す企業が後を絶たず、新卒者採用への応募時期を失ってしまった学生に対する救済措置の必要性が高まっていることがあります。

さらには、近年、正規従業員の採用が減少していることや、仕事に対する考え方の個性化・多様化の進展で、非正規従業員としての短期的な就労を繰り返す若者(いわゆるフリーター)が増えており、少子高齢化が進展する中、将来的な労働力の確保に向けた対応策としても奨励金の目的があります。

1. 3年以内既卒者トライアル雇用奨励金

この奨励金は、卒業後も就職活動を継続中の若者(卒業後 3 年以内)を、正規雇用に向けて育成するために、まずは 3 カ月の有期雇用で雇用し、その後、正規雇用に移行させた事業主に対して支給されます。

また、支給を受けるためには、求人広告誌等を通じてではなく、既卒者トライアル求人をハローワークに提出し、ハローワークの紹介によって、対象と

なる既卒者を雇い入れることが必要です。

※ 「正規雇用」とは、「雇用期間の定めのない雇用であって、1 週間の所定労働時間が通常の労働者と同程度である労働契約を締結し、雇用保険の一般被保険者(ただし、1 週間の所定労働時間が 30 時間未満の者を除く)として雇用する場合」を指します。(以下同じ)

<支給までの流れ>

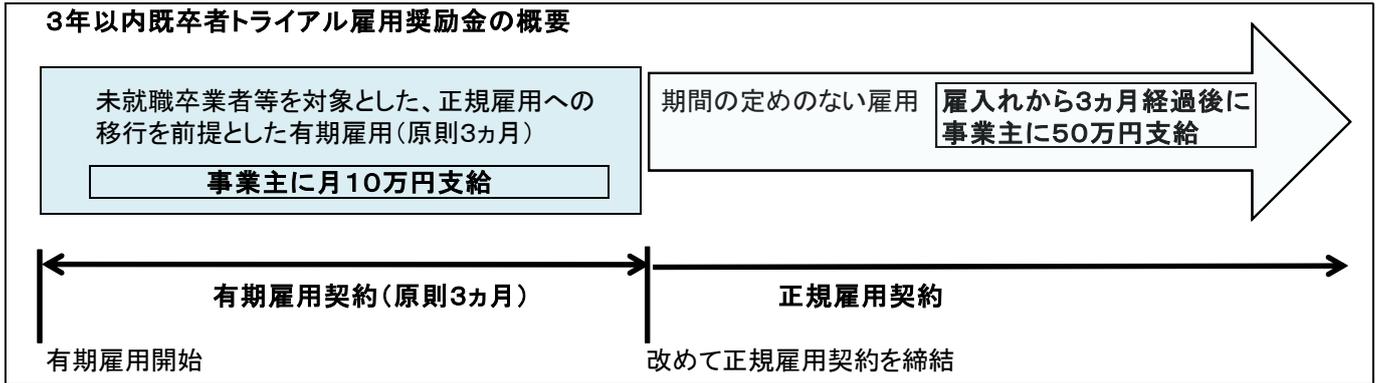
- ①ハローワークに既卒者トライアル雇用求人への提出
- ②ハローワークからの職業紹介
- ③面接、選考試験など
- ④有期雇用(3ヶ月)の開始
- ⑤雇用保険加入手続き・既卒者トライアル雇用実施計画書の提出
- ⑥3ヶ月経過後、正規雇用への移行・実施結果報告書の提出
- ⑦3年以内既卒者トライアル雇用奨励金の支給(有期雇用期間分として最大 30 万円)
- ⑧正規雇用から 3 カ月経過後、奨励金申請書の提出
- ⑨奨励金の支給(1人につき 50 万円)

<対象となる既卒者の要件>

この助成金の対象となるのは、以下の要件を満たす未内定新卒者です。

- ①平成 20 年 3 月以降に卒業した方で就職先が未定(中学・高校・大学・高専・大学院・短大の卒業者が対象です)
- ②卒業後、1 年以上継続して雇用されたことがない
- ③40 歳未満

3年以内既卒者トライアル雇用奨励金の概要



- ④ハローワークまたは新卒応援ハローワークに求職登録を行い、就職先が未決定で、正規雇用の実現のためには既卒者トライアル雇用を経ることが適当であると公共職業安定所長が認める者
(注) 新卒応援ハローワークとは、学生及び既卒者の就職を支援する専門のハローワークです。

業)も対象とする求人を提出し、ハローワークまたは新卒応援ハローワークからの紹介により、卒業後3年以内の既卒者を正規雇用として雇入れた事業主。

<支給される額>

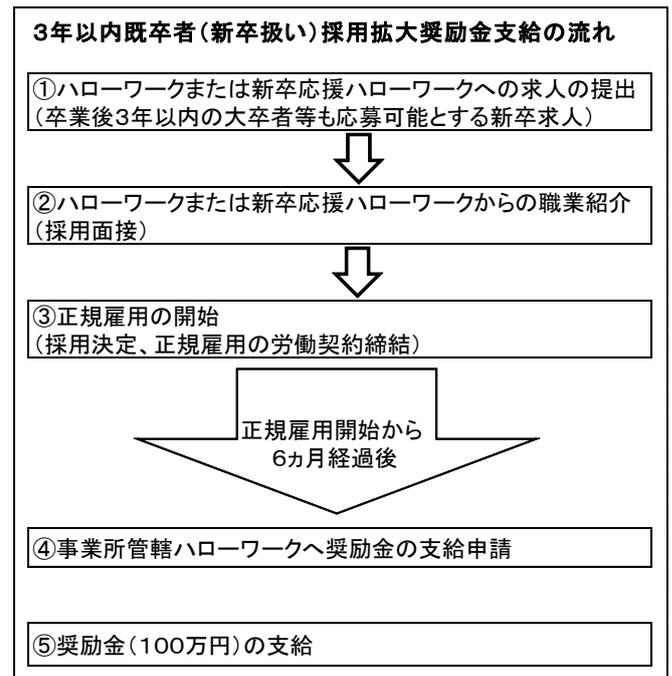
- ◆有期雇用期間(3ヵ月)は、対象者1人につき月額10万円。
- ◆有期雇用期間経過後に正規雇用へ移行した場合、1人につき50万円。
なお、有期雇用満了後に正規雇用へ移行しなかった場合、有期雇用期間は支給対象となります。つまり、3ヵ月間様子を見た結果、正社員としては採用しない(試用期間満了で解雇)場合でも、3ヵ月分(30万円)は支給対象となります。

<支給額等>

正規雇用での雇入れから6ヵ月経過後に、100万円を支給。

2. 3年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金

ハローワークに対して、卒業後3年以内の大卒者等も対象とする「新卒求人」を提出し、既卒者を正規雇用する事業主に対し、「3年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金」が支給されます。



<対象者>

大学等を卒業後、安定した就労の経験がない既卒者(平成20年3月以降の卒業生)

助成金を受給する上で、労働保険に加入していて、労働保険料をきちんと納めていることは基本要件です。また過去に会社都合の退職(すなわち解雇など)があるような場合には、助成金を受給されないことがあります。(山城 満)

<支給対象事業主>

卒業後3年以内の既卒者(平成20年3月以降に卒

詳しくは、都道府県労働局、ハローワーク等にお問い合わせください。